

平成二十九年 六月三〇日発行
三重大学 日本語学文学第二八号 抜刷

『出雲國風土記』の「巖堂」について

廣岡義隆

『出雲國風土記』の「嚴堂」について

廣岡義隆

○キーワードⅡ新造院・金堂・教堂・嚴堂・三國遺事

一、はじめに

『出雲國風土記』（以下、「当風土記」と略称）の中に「嚴堂」という語が出る。以下はこの語に関する寸考である。

「当風土記」には、次に示す七例(①～⑦)の「嚴堂」例が見られ、関連する事例として「教堂」の例が一例(⑧)見られる。この「教堂」を誤字と見て「嚴堂」とする本が少なくない。なお、「(」表示は小字二行の割注箇所であることを示す。

- ①新造院一所。山代郷中。郡家西北、四里二百歩。建_レ立嚴堂_二也〔无_レ僧〕。置_レ君目烈之所_レ造〔出雲神戶、置君鹿麻呂之父〕。(意宇郡「山代郷置君新造院」条)
- ②新造院一所。在_二沼田郷中_一。建_レ立嚴堂_二也。郡家正西、六里一百六十歩。大領出雲臣大田之所_レ造也。

- (榎縫郡「沼田郷出雲臣新造院」条)
- ③新造院一所。有_二河内郷中_一。建_レ立嚴堂_二也。郡家正南、一十三里一百歩。旧大領置部臣布弥之所_レ造〔今大領、

佐互磨之祖父)。

- ④新造院一所。朝山郷中。郡家正東、二里六十歩。建_レ立嚴堂_二也。神門臣等之所_レ造也。

- (神門郡「朝山郷神門臣新造院」条)
- ⑤新造院一所。有_二古志郷中_一。郡家東南、一里。刑部臣等之所_レ造也〔不_レ立_二嚴堂_一〕。

- (神門郡「古志郷刑部臣新造院」条)
- ⑥新造院一所。在_二斐伊郷中_一。郡家正南、一里。建_レ立嚴堂_二也〔有_二僧五軀_一〕。大領勝部臣虫磨之所_レ造也。

- (大原郡「斐伊郷勝部臣新造院」条)
- ⑦新造院一所。在_二斐伊郷中_一。郡家東北、一里。建_レ立嚴堂_二〔有_二尼二軀_一〕。斐伊郷人、榎印支知磨之所_レ造也。

- (大原郡「斐伊郷榎印支新造院」条)
- ⑧新造院一所。有_二山代郷中_一。郡家西北、二里。建_レ立嚴堂_二〔住僧一軀〕。飯石郡少領出雲臣弟山之所_レ造也。

- (意宇郡「山代郷出雲臣新造院」条)
- 行頭の「新造院」の語は、氏寺をさしての称と考える。右に示した本文は、筆者の校訂に基づいた本文によるものであり、

これは遠からず公刊の予定である。「山代郷置君新造院」などの見出し名は、筆者が同著で設定した項目名としてある。

二、諸注釈書から

「嚴堂」及び「教堂」について、本文テキスト・注釈書の類はどのように位置付けているかについて縦覧する。例外的な本を除いて、多くの本が初例①の事例において言及し、後出例では言及を略している。よって、何も言及しない場合は、①の例における注記である。

岸崎時照の『鈔』³は、新造院の所在位置に関する記述はあるが、「嚴堂」そのものへの言及はない。①「教堂」の本文は、「教」字を「嚴」と校訂する。内山真龍の『解』⁴は、嚴堂は莊嚴の堂也、倭名鈔に金堂と云に同。

とし、①について、「教を鈔本、嚴に書」とする。「鈔本」とは岸崎時照『鈔』の本文をいう。千家俊信校訂の『版本』は①について「教當作嚴」(教は嚴と作すべし)と頭書する。①条の本文は、『萬葉緯』は別として、写本においては「教」字で異同が無いが、このように「嚴」字として校訂する方向が主流となる。栗田寛の『標註』⁵は、「嚴重に構へたる堂と云ふことなり」とし、①の本文はやはり「嚴」字にする。真龍『解』の解釈の上で立ち、この理解が以降の注解における一つの大きな柱となるが、小野田光雄『全書』(後出が「教堂」を講堂かとして以降、「教堂」

については今一つの注解の流れが出て来る。

以下、一覽形式で示す。また①条の本文「教堂」については、写本のままに「教」とするものに関してのみ、末尾に「教」一字で示す。田中卓「校訂出雲國風土記」(平泉澄監修、出雲大社刊『出雲國風土記の研究』一九五三年七月)や同氏の神道大系本『風土記』(神道大系古典編七、一九九四年三月)、また松本直樹『出雲國風土記注釈』(新興社、二〇〇七年二月)など、言及が無く、また①の本文を「嚴・嚴」とするものは略している。

右の次第で、結果的に全ての本の列挙とはなっていない。

・嚴堂は、和名類聚抄には金堂と書いてある。莊嚴の堂の意味。
後藤藏四郎『考證』⁷

・飾りたてた堂。莊嚴の堂の意。「教」。
植松安『校註』⁸

・莊嚴に構へたる堂と云ふ義で、金堂(こんだう)のことである。
植木直一郎『大日本文庫』⁹

・「教」。
武田祐吉『岩波文庫』¹⁰

・金堂。莊嚴(しょうごん)を施した堂の意。

秋本吉郎『大系』¹¹

・壯嚴な堂。金堂・本堂の意。／①「教」。後の講堂か。嚴堂の誤とも言ふ。
小野田光雄『全書』¹²

・嚴堂(こんだう)は金堂と通じて用いられ、莊嚴な堂の意で本堂のこと。／①嚴堂は、諸本に「教堂」とあって後の講堂の意かとも思われるが、用例がないので他の例から推して嚴堂の草体の誤と考えられる。
加藤義成『参究』¹³

・ 莊嚴された堂で、金堂や講堂などを用いる（注四六）。

・ 金堂・講堂をさす。「教」。吉野裕『東洋文庫』¹⁴
小島瓔禮『角川文庫』¹⁵

・ 仏教語で「嚴」は飾る意。本堂。／④「教」。講堂。ある
いは「嚴堂」の誤か。植垣節也『新編全集』¹⁶

・ 莊嚴な堂。／④「教」。講堂にあたるか。『出雲国風土記』
の他所記載はすべて「嚴堂」とあるので、これも「嚴堂」
の誤か。荻原千鶴『全訳注』¹⁷
『山川本』¹⁸

・ 莊嚴な堂の意で金堂の意味と解される（用語解説）。
／④「教」。講堂にあたる（注釈）。島根県古代文化センター『解説』¹⁹

・ 莊嚴な堂。／④「教」。講堂にあたるか。『出雲国風土記』
の他所記載はすべて「嚴堂」とあるので、これも「嚴堂」
の誤か。橋本雅之『角川ソフィア文庫』²⁰

右の通り「嚴堂」は莊嚴の意を含んでの金堂（本堂）とされる。
「教堂」については嚴堂の誤りとする本と、講堂に当るとする
本とに分かれている。なお、橋本雅之の『角川ソフィア文庫』の
当条の記述は荻原千鶴『全訳注』と本文となっている。

三、「嚴堂」と「金堂」

内山真龍『解』が「嚴堂は莊嚴の堂也」として以降、この解

『出雲国風土記』の「嚴堂」について

釈が一般的理解となり、また同時に内山真龍『解』が「倭名鈔
に金堂と云に同」と「金堂」であるとする理解も右で見た通り
通解になっている。内山真龍『解』には荷田春滿の説が賀茂真
淵を通して継承されているという指摘が青木周平²¹にあるが、
『自筆本 出雲風土記考』²²及び『在満本 出雲風土記考』に「嚴
堂」や「教堂」に関する言及は無く、内山真龍自身による注解
と考えられる。内山真龍『解』が「倭名類聚鈔」を引くが、同
書に「嚴堂」が出るわけではなく、「金堂」が「伽藍具第百七十」
に「講堂」「食堂」「經藏」「鐘樓」「僧坊」「浴室」の筆頭に挙
げられ、「梁元帝入佛日殿禮拜詩」の例が挙げられているに過
ぎない（那波道圓本、卷十三2ウ）。むしろ狩谷椽齋の箋注本に、「楊
氏云「佛殿、金堂也。禮堂。金堂、前名。」…下略…」（箋注本、
卷五4ウ）とある。『釋氏要覽』には「金地」（上20ウ）と「金獅子座」
（下6オウ）が載るのみであり、勿論「嚴堂」は無い。『岩波仏
教辞典』²³には次のようにある。

金堂 こんどう 本尊をまつる堂で、伽藍^{から}の中心とな
る建物。「仏殿^{ぶつでん}」ともいう。仏を金人^{こんにん}というところから、
金人を安置する堂の意であろう。後世の文献ながら、『東
宝記』²⁴（杲宝、一三五二）や「醍醐寺新要録^{だいごじしんようろく}」（義演
一六二〇）にはそのように伝えている。平安時代には前に礼
堂^{らいだう}ができて、その二棟が一つ屋根に覆われるようになって、
それまでの金堂と違った平面になったため、金堂をや
めて「本堂」というようになったのであろう。…下略…

『岩波仏教辞典』の記述は、狩谷掖齋が引く『楊氏漢語抄』の意味理解の一助にもなる。

「金堂」の語は当時から用いられた佛殿用語であるが、まずはその用例を確認しておこう。最初に、伽藍縁起并流記資財帳の類から「金堂」の例を確認する。

『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』(頁数は『大日本古文書』(以下『大日古』と略称)には、その前文の「百済大寺」条に、

失火、焼破九重塔並金堂石鷄尾。

(『二』六二五頁)

とあり、続いて文武天皇代の記述中に、
天皇、九重塔立、金堂作建、並丈六像敬奉造之。

(『二』六二六頁)

と載り、同文書の資財一覧における「合堂叁口」条に、「講堂」「食堂」と共に、

一口金堂長十一丈八尺廣六丈 柱高一丈八尺(『二』六四八頁)と載る。他に『大日古・二』六二九頁一行目(割注)、六四九頁一行目(割注)、六四九頁後より二行目(割注)と都合六例が確認出来る。なお、「大安寺碑文」(逸文)には、

創茲梵宇、鐘樓經藏開峻、偏於于雲、像殿構堂起高、覺於蔽日。とあり、「金堂」の語は見えない。

『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』にも資財一覧の「堂貳口」条に「食堂」と共に、

一口金堂二重長四丈七尺九寸 廣三丈六尺五寸 柱高一丈二尺六寸 (翻字は影印による。『大日古・二』六一三頁)

と記されると共に、唐よりもたらされた「舍利」について、

合舍利伍粒(請坐金堂) (「合」字は『大日古・二』による。)

右、養老三歳次己未、從唐請坐者。(同右。五八二頁)

と載る。

『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』には、

次掠攝天皇治下時、戊申年、送六口僧、名令照律師、弟子惠念、令威法師、弟子惠勲、道嚴法師、弟子令契、及恩率首真等四口工人、并金堂平様奉土。

とある。この中に出る「掠攝天皇」の「攝」は恐らく「橋」の誤写で、崇峻天皇のことであろう。「戊申年」は崇峻元年(五八八)になる。「様」はタメシで、今という精巧な模型のことであると見られる。

『西大寺資財流記帳』の「堂塔房舎第二」条には、「金堂院」とあり、

藥師金堂一字(長十五丈五尺 廣五丈三尺) ……下略 ……

彌勒金堂一基(二重、長廿丈六尺 廣六丈八尺) ……下略 ……とある。

『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』には、前文中に「造立小堂」(9行)「造立法堂」(15行)とあり、資財一覧の「法物」条には「板葺堂壹間板敷壁代板立」(39行)「檜皮葺法堂壹字板敷三間」(40行)「板葺小堂壹間板敷」(41行)「檜葺鍾臺壹字」(42行)とあって、「金堂」の語は出ない。

『西琳寺縁起』と通称する『西琳寺文永注記』にも、

金堂〔天平十五年帳云、金堂一基、二重。延喜十九年帳云、大破。〕

という記載がある。

伽藍縁起并流記資財帳類の他に、『大日古』には、

修理金堂所葺瓦 功冊三人
〔造東大寺司告朔解〕

天平寶字六年三月一日文書、『五』一三〇頁六行

奉守金堂并掃淨 功冊三人
〔同右、『五』一三〇頁八行〕

修理金堂瓦 功冊五人
〔造東大寺司告朔解〕

天平寶字六年四月一日文書、『五』一九四頁一行

金堂守并供奉造仏所 功冊四人
〔同右、『五』一九四頁七行〕

金堂司行徳
〔經疏請返帳〕 天平勝寶字三年十月七日文書

『十一』二五八頁末行

右、葺金堂檜皮料、附品治石弓。
〔造石山寺所雜物用帳〕

天平寶字六年正月二十四日文書、『十五』三三三頁一〇行

と確認出来、右の六例の他、年次未詳文書に、

金堂一字
〔造石山院所用度帳〕 『十六』二七五頁三行

造金堂所解
〔造金堂所解案〕 『十六』二八〇頁二行

卅六貫文。運金堂料礎卅六顆、自春日山車賃
〔同、『十六』二八六頁八行〕

作金堂所解
〔作金堂所解〕 『十六』三〇八頁四行

作金堂所解
〔作金堂所解案〕 『十六』三二〇頁一行

という五例が確認出来る(以上、東京大学史料編纂所の『奈良時代古文書フルテキストデータベース』検索を参照した)。

『出雲國風土記』の「嚴堂」について

『日本書紀』には推古天皇十四年四月壬辰条に元興寺の例が二例、齊明天皇四年是歳条の、百濟より帰還報告中の言辭に一例〔百濟国の事例が見られる。』『続日本紀』には天平十九年十一月己卯条の国分寺に関わる一例と寶龜十一年正月庚辰条の葛城寺の一例がある。また『上宮聖徳法王帝説』(知恩院本)に法隆寺の例が二例(四九行・五八行)確認できる。『日本靈異記』には上卷第三三縁、中卷第三六縁、下卷第三〇縁に各一例見られる。『大正新脩大藏經』(『大正藏』と略称)において、「嚴堂」の文字列は「莊嚴堂上」「華嚴堂」などの事例のみであり、「嚴堂」という語の例は確認出来ない。

「金堂」は、『大正藏』で全二八件三一例と、『大正藏』としては少ない検出であり、中に一般名詞としての例(第一五卷『佛說觀佛三昧海經』六九四頁中二五行)もある。『三國遺事』の例(後述)が少なくない(以上、東京大学大学院人文社会科学系研究科大藏經テキストデータベース研究会の「大正新脩大藏經テキストデータベース」検索による)。

以上の次第で、「嚴堂」の例は、当風土記以外には見られない。一方、「金堂」の例は、右に列挙したように、上代においてごく一般的な佛殿用語として確認出来る。

四、「嚴堂・金堂」について

「嚴堂」は、上代において当風土記のみに出る用語としてあり、当時の一般的な語は確認したように「金堂」である。当風

上記の文脈における使用例からも、「嚴堂」は諸注の多くが指摘する「金堂」をさすものであると考えてよい。

「金」には、字音ゴムで口をつぐむ意がある。『荀子』に、
金舌弊(蔽)口、猶將無益也。(古逸叢書二函『荀子』正論篇第十八)
があり、右の箇所は楊倞(唐)の注に、

揚子法言曰、金口而木舌、金、或讀爲嚙。

(『古逸叢書』二函第十八、第十二、十九ウ〜二十オ)

とある。慧琳撰『一切經音義』には、次のようにある。

舌嚙〔琴禁反。韻英云「口閉也」。韻詮云「口急不開也」。或從金作啞、古字也。…下略…〕

(『大正藏』五四卷、四二頁中21行)

口嚙〔下、琴禁反。王逸注楚辭云「嚙、閉口也」。說文云「作啞、從口金聲。」〕

(『大正藏』五四卷、八六八頁上06行)

「金」は呉音コムであるが、「嚙」に通わす時は音ゴムになる。『韻鏡』で「嚙」は内轉第三十八開、牙音濁で字母頭音は「ㄱ」、韻価(上聲三等)はカールグレン・平山久雄・藤堂明保²⁶⁾で微妙な差があるが、韻尾は共に「-m」であり、「ゴム」になる。辞典類で「ゴン」とするものがあるが、上代における受容音は「ゴム」である(黄金の意の字音はコムである)。右に出る『一切經音義』の反切「琴禁反」で、「琴」は同じく内轉第三十八開、牙音濁で、字母頭音は「ㄱ」であり、「禁」の平聲字の韻字は「金」であり(『廣韻』、別に去聲字もある)、内轉第三十八開、平聲三等で、韻尾は「-m」になる。平聲字「嚴」(平聲三等)と一致する。

「嚴」は「韻鏡」外轉第四十開、牙音清濁、平聲三等で字母頭音は「ㄱ(=ㄱ)」、韻価はやはりカールグレン・平山久雄・藤堂明保の三者間で微妙な差があるが、韻尾は共に「-m」であり、本邦での上代受容音は「ゴム」になる。

先に『三國遺事』中に「金堂」の例があることに言及した。『三國遺事』(五卷)は高麗の僧一然(二〇六〜八九)によって、新羅・高句麗・百濟三国の佛教関係記事をもとめた佛書である。この『三國遺事』中に一件一二例の「金堂」例が検出できる。『三國遺事』は後代(二八四年頃)の本であるが、資料は古く、その「金堂」の例は八世紀の本邦における「金堂」例と均質である。寺記云。眞平五年甲辰。金堂造成。善徳王代。寺初主眞骨歡喜師。第二主慈藏國統。次國統惠訓。…下略…

(一然撰『三國遺事』。『大正藏』四九卷九九〇頁中24〜26)

謂曰。於座上山頂雙竹湧生。當其地作殿宜矣。師聞之出囑。果有竹從地湧出。乃作金堂塑像而安之。圓容麗質。儼若天生。其竹還沒。方知正是眞身住也。因名其寺曰洛山。師以所受二珠鎮安于聖殿而去。(同右、四九卷九九六頁下09〜14)

出雲國秋鹿郡の下級官人、神宅臣金太理(當風土記最終編纂実務担当者)は、半島からの渡来者による聴取で、語を「金堂=嚴堂=ゴムダウ」と理解し、その御堂は家族との談話状態ではなく、静肅を旨として望む場としての意味をも勘案して、「嚴堂」と表記したものでは無かるうか。当風土記における「嚴堂」は「金堂」そのものとして記されていると理解するものである。

発掘等により、推定されている遺跡がある。以下に、そうした比定の現状について見ておく。

①の意宇郡「山代郷置君新造院」は、松江市矢田町来美の「来美^み廃寺」から金堂跡・東塔跡・西塔跡・講堂跡と推定される遺跡が検出乃至推定され、遺跡名が「山代郷北新造院跡」の称となり、既に国史跡となっていた「出雲国山代郷正倉跡」と一括されて「出雲国山代郷遺跡群」と名称変更されている。東西の塔等は当風土記後の整備の可能性がある。また「金堂」跡とされるのは遺構からの推定呼称である。②の意宇郡「山代郷出雲臣新造院」については「五、おわりに」で記す。

②の楯縫郡「沼田郷出雲臣新造院」は、「西^{さい}郷^{きやう}廃寺」（出雲市西郷町）が考えられ、『解説出雲国風土記』にも「可能性は高い」とあるが、未発掘のようである。③の出雲郡「河内郷置部臣新造院」は、「天寺平廃寺」（出雲市斐川町阿宮天寺平）説があるが、瓦年代及び那家からの距離等から、疑問視されている。④の神門郡「朝山郷神門臣新造院」は、神門寺境内廃寺（出雲市塩冶町場）や出雲市馬木町の台地が想定されているが、明らかではない。⑤の神門郡「古志郷刑部臣新造院」についても、神門寺境内廃寺説があるが、明確ではない。

⑥の大原郡「斐伊郷勝部臣新造院」は、出土礎石から現在のJR「木次」駅構内（雲南市木次町里方）に所在したと見られる。関和彦『出雲国風土記』註論^①の一七三〜四頁に詳記される礎石の写真（一七五頁）も載るが遺構等は明らかでない。⑦の大

原郡「斐伊郷樋印支新造院」は推測説があるが明確ではない。

五、おわりに

当風土記に見られる「嚴堂」は「金堂」そのものとしてあり、その読みはゴムダウとしてある（執筆者金太理においては「金堂」の読みもゴムダウと理解していたと考える）。

関連して④「教堂」と⑤「不立嚴堂」について見る。

④の「教堂」（意宇郡「山代郷出雲臣新造院」条は、写本において異同なく「教堂」とある。異体字を含め「教」と「嚴」の両字に字形上接点はない。ただ崩し字においては、両字の或る字形が近いということがある。加藤義成は「出雲国風土記は、一度かなり判読し難い草体の書写を経た」と指摘する。これは肯定して良い写本実態としてある。また加藤義成は「嚴」から「教」への伝写経路^②を推考する。このことは草書辞典類で確認出来る。よってこの両字の誤写が全く起り得ないことではない。しかし、すぐ前には「山代郷置君新造院」条の「建立嚴堂」があり、④が同じ文脈の「建立教堂」であり、一方のみになぜ誤写が起きるのか、判然としない。なお、「教堂」の場合、「経堂」の意では無い。ケウダウ（教堂・キヤウダウ（経堂）と字音が異なる。教化布教の堂という意味で「講堂」が該当するか。この古代寺院（意宇郡「山代郷出雲臣新造院」は、発掘により「四王寺廃寺」と推定され、考古学では「山代郷南新造院跡」（松江市山

代町内堀と称される。瓦等は検出されているが、遺構・寺域・伽藍配置は明らかでない⁽⁴⁾。後のことになるが、発掘報告書では貞観九年(八六七)五月廿六日甲子条の四天王像(画幅)安置の寺(『三代実録』)の代用寺とされた可能性を指摘する。茶臼山の山麓で、山代郷正倉跡の東約四五〇以上の地になる。

次に⑤の「不立嚴堂」について。この「不」字は『細川家本』による。『倉野本』は「木」であるが、「木」では意味をなし難い。『蓬左文庫本』『日御碕本』『鈔』『萬葉緯』には「本」とある(当字条に関しては同一系統本と見てよい)。「本立嚴堂」は「以前に嚴堂があつた」の意で解釈出来ないことはないが、その場合「立」字ではなくて「有」字が通常の文となる(なお、「本」字よりも「昔」字がよい)。また、「新造院」の「新」と「本」字も整合上難がある。『山川本』は底本の『細川家本』に忠実であることに拠るが、「不」字を採る。ただし、「未立嚴堂」(嚴堂未立の方が落ち着く。個人の氏寺故に庵程度の佛舎があり、将来の建立をめざしていたということとは有り得よう。判然としないが、右のように理解しておく。

【註】

(1) 当風土記には、「日置」と「置」とが写本において、揺れることなく存在する。「置」と書いてある人名が正倉院文書等には「日置」とあり、「置」の表記は「日」を省略した書き方と見られ、当風土記における独特の文字用法としてある(写本の「置」を「日」と「置」の合字形と見る解もある)。「日置」はヒオキともヘキとも読む。「ひお」が母音結合すると「へ」となる(ㄱ:ㄷ:ㄷ:ㄷ)。当風土記においては、現地ではヒオキと呼ばれる

場合には「日置」と表記し、ヘキと呼ばれる場合には「置」と表記したと見る。これにより他のテキスト・注釈書類が「置」を「日置」と校訂する箇所を私は写本のままに「置」とする。ここの「置君」もそうした用字としてある。

(2) 「新造院」については未解明のところがあるが、氏寺であることは動かない。石飛美穂「八世紀前期の郡司任用と「新造院」(鳥根県古代文化センター『古代文化研究』第四号、二〇〇六年三月)がある。また鳥根県古代文化センター『解説出雲國風土記』(今井出版、二〇一四年三月)は「新造院と出雲の仏教施設(六〇)〜六一頁で氏寺と位置付ける。なお、当風土記には十所の「新造院」が出、当稿では内八所を取り上げている。

(3) 天和三年岸崎時照自序『出雲國風土記鈔』(一六八三年二月)。鳥根大学蔵、桑原文庫本、全四冊。附属図書館、オープンアクセス可のPDF画像による。CD-ROM版(兼永本古事記・出雲國風土記抄)。(岩波書店、二〇〇三年三月、解説・岩下武彦)があるが、PDF画像の方が鮮明。

(4) 内山真龍著『出雲風土記解』(一七八七年二月)。京都大学蔵本(和田龍次郎写)の臨模本による。

(5) 千家俊信校訂『訂正出雲風土記』。寛政九年(一七九七)七月校合(識語。文化三年(二八〇六)本居大平序、刊行。日本古典全集『古風土記集』上巻に影印(一九二六年六月)。

(6) 栗田寛『標註古風土記』初版(大日本図書、一八九九年二月)。五風土記を収める。その後、後藤藏四郎が補註を付して『標註古風土記(出雲)』として刊行(大岡山書店、一九三一年五月)。

(7) 後藤藏四郎『出雲國風土記考證』(大岡山書店、一九二六年十一月)。株式会社、一九二七年七月)。

(8) 植松安『校註日本學大系』第一巻。内題「出雲風土記」(國民圖書社、一九二七年七月)。

(9) 植木直一郎『大日本文庫地誌篇』校訂風土記集(大日本文庫刊行會、一九三三年六月)。

(10) 武田祐吉、岩波文庫『風土記』(岩波書店、一九三七年四月)。

(11) 秋本吉郎『日本古典文学大系』風土記(岩波書店、一九五八年四月)。

- (12) 久松潜一・小野田光雄、日本古典全書『風土記・下』(朝日新聞社、一九六〇年一〇月)。「凡例」に「小野田光雄氏が校註したものに久松潜一が補訂した」とある。後に日本古典選『風土記・下』(朝日新聞社、一九七七年五月)として新装版が出ている。
- (13) 加藤義成『修訂出雲国風土記参究』改訂増補新版(原書房、一九六二年一月)。初版『出雲国風土記参究』(至文堂、一九五七年)。改訂四版(今井書店、一九九二年二月)。
- (14) 吉野裕、東洋文庫『風土記』(平凡社、一九六九年八月)。
- (15) 小島瓊禮、角川文庫『風土記』(角川書店、一九七〇年七月)。
- (16) 植垣節也、新編日本古典文学全集『風土記』(小学館、一九九七年一〇月)。
- (17) 荻原千鶴、学術文庫『出雲国風土記 全訳注』(講談社、一九九九年六月)。
- (18) 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『出雲国風土記』(山川出版社、二〇〇五年三月)。二〇一六年一月に、一部改訂された合冊本『風土記 常陸国・出雲国・播磨国・豊後国・肥前国』が山川出版社から刊行。
- (19) 『解説出雲国風土記』、註(2)に同じ。
- (20) 中村啓信編『風土記・上』中村啓信・橋本雅之・谷口雅博・飯泉健司、執筆。角川ソフィア文庫。『出雲国風土記』は橋本雅之の執筆(KADOKAWA、二〇一五年六月)。
- (21) 青木周平『荷田春満の風土記研究―自筆稿本』『出雲風土記考』を中心に「(風土記研究)第二九号、二〇〇四年九月。青木周平著作集下巻『古代文献の受容史研究』所収。
- (22) 荷田春満『自筆本 出雲風土記考』(一七二三年冬〜一七二四年春)、『新編荷田春満全集』第三巻(おうふう、二〇〇五年五月)所収。
- (23) 荷田春満『在満本 出雲風土記考』(一七四二年一〇月)、『新編荷田春満全集』第三巻(おうふう、二〇〇五年五月)所収。
- (24) 版本も所持するが、今は、蔵中進・蔵中しのお編『寛永十年版 釋氏要覧 本文と索引』索引叢書(和泉書院、一九九〇年一月)に拠る。
- (25) 中村元・福永光司・田村芳朗・今野達編『岩波仏教辞典』(岩波書店、

『出雲国風土記』の「嚴堂」について

- 一九八九年二月)。横組み本文を縦書き書式で示した。
- (26) 『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』東京大学史料編纂所編『大日本古文书』(以下、『大日古』と略称)の『二』(東京大学出版会、一九〇一年二月)、六二四頁)。天平十九年二月十一日付の言上文書。『大日古』は「大和國添上郡菩提山村正曆寺所藏」文書に拠る。鈴木學術財団編『大日本佛教全書』第八卷寺誌部二も同文書を収める。
- (27) 『大安寺碑文』(逸文)は、山田孝雄・香取秀真編『古京遺文』(寶文館、一九二二年二月)の『續古京遺文』の末尾に附録として収められた『古金石逸文』(『好古叢誌』四編上)に拠る。鈴木學術財団編『大日本佛教全書』第八卷寺誌部二も同文書を収める。
- (28) 『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』東京大学史料編纂所編『大日古・二』(東京大学出版会、一九〇一年二月)、五七九頁)。天平十九年二月十一日付の言上文書。『大日古』は小杉樞村蔵の『徵古雜抄』に拠るが、当稿での翻字は法隆寺昭和資財帳編纂所『法隆寺史料集成・一』が収める『天平勘録法隆寺流記資財帳』の影印を底本とし、『大日古・二』を参照した。『法隆寺史料集成・一』本は観心寺蓮蔵院に蔵されていた古写本を上田秋成・橋本経亮等が寛政七年(一七九五)五月に書写し法隆寺へ奉納した本で、書写字形は天平当時のものであり、信の置ける本文としてある。
- (29) 『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』、古典保存会複製本『元興寺縁起』(一九二七年六月。解説、山田孝雄。長寛三年(一一六五)四月時点における大法師慈後の抜粋による抄録であるが、中に「天平十九年二月十一日」の年紀があり、それ以前の箇所は天平十九年の言上文書と見てよい)。
- (30) 桜井徳太郎は原漢文「校異」で「撰」を「橋」とする(日本思想大系本『寺社縁起』一九七五年二月)。
- (31) 「様」(ためし)の例は、『肥前国風土記』(猪熊本)松浦郡植嘉郷条に、「土蜘蛛大耳らは」「即取木皮、作長蛇鞭炮短炮陰炮羽割炮等之様、獻於御所。」(即ち木の皮を取りて、長蛇・鞭炮・短炮・陰炮・羽割炮等の様を作り、御所に献りき)という例がある。多くは木で作られた。「炮」はアワビ。飛鳥池工房遺跡(奈良県高市郡明日香村飛鳥。現在の奈良県立万葉文化館の地)からは、鉄や銅の製品を作るための「様」(ためし)の実物

が出土しており、その「様」に対応する製品も出土する。

- (32) 『西大寺資財流記帳』(竹内理三編『寧楽遺文』東京堂、訂正初版、一九六二年一〇月による。三九五頁)。寶龜十一年(七八〇)十二月の文書。『寧楽遺文』には「内閣文庫本二西大寺本ヲ以テ補正ス」とある。

- (33) 多度大社蔵、重要文化財『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』(多度町教育委員会編『多度町史』資料編1考古・古代・中世、二〇〇二年三月)の口絵全文カラー写真による。文書年次は延暦廿年(八〇)十一月三日であるが、『多度町史』の翻刻は「廿」の字を「七」で囲み、「七」を「廿」に書き改めたものか」と脚注し、文書年次を延暦七年とする。これは逆に、「廿」の字は他字と同じ細い筆跡であり、太い後筆で「七」と上書きしており、年次を延暦廿年と見るのが良い。

- (34) 『西琳寺文永注記』。西琳寺長老惣持が寺の旧記を基に文永八年(一二七一)三月に編んだ縁起資財録。大東急記念文庫本の写真が『羽曳野市史』第一巻本文編1(羽曳野市、一九九七年三月)に取められ、西大寺本写真が『河内西琳寺の研究』大阪府文化財調査報告書第三輯(大阪府教育委員会、一九五五年三月)に取められている。また翻刻が『西大寺関係史料1』(奈良国立文化財研究所、一九六八年三月)にある。

- (35) カールグレン(高本漢)『中國音韻學研究』(臺灣商務印書館、一九四〇年九月)。

- (36) 平山久雄『中古漢語の音韻』(中国文化叢書①『言語』大修館書店、一九六七年一月)所収。

- (37) 藤堂明保・小林博共著『音注韻鏡校本』(木耳社、一九七一年三月)。

- (38) 『眞平五年』は干支「甲辰」から新羅の眞平王(在位五七九〜六三二)の「六年」(五八四)の誤り。本文中統いて「善徳王代」とあり、これは次代の善徳女王(在位六三二〜六四七)のことであり、間違いないであろう。

- (39) 島根県教育庁文化財課『史跡山代郷北新造院跡―出雲国山代郷遺跡群北新造院跡(来美庵寺)発掘調査報告書』(二〇〇七年三月)。

- (40) 『解説出雲国風土記』註(2)に同じ。

- (41) 関和彦『出雲国風土記』註論(明石書店、二〇〇六年八月)。

- (42) 加藤義成『出雲国風土記』三澤郷「地名考」(『神道學』四八号、

一九六六年二月。同氏『出雲国風土記論究』上巻、所収)。

- (43) 加藤義成『第三部 伝写経路の推考』(加藤義成編『校本出雲国風土記』全『出雲国風土記研究会、一九六八年二月)、(三三七頁、150の16)。

- (44) 島根県教育委員会『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告V―島根県松江市山代町所在・四王寺跡―』(一九八八年三月)。島根県教育委員会『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告X―島根県松江市山代町所在・山代郷南新造院(四王寺)跡―』(一九九四年三月)。

[ひろおか よしたか 本学元教員]

前号掲載の廣岡義隆稿に関する訂正

『出雲国風土記』の会話文体

― 双括式・頭括式・尾括式から ―

(『三重大学日本語学文学』第二七号)

拙稿の「五、おわりに」の箇所で、

伝承様式による倭文体の話し方によって

(九頁下段七行目)

とした箇所について、尾山慎先生(奈良女子大学)から、質問を頂戴するという形で、ご提起いただきました。「倭文体」(書記言語)による「話し方」(口頭言語)などあり得ないこととなります。この箇所を左のように訂正いたします。

口頭伝承に由来する語りの口調によって

ご提起いただきました尾山慎先生に御礼申し上げますと共に、各位にお詫び申し上げ、訂正致します。(廣岡義隆)